

富里市交通安全協会連合会補助金交付要綱

(昭和63年4月1日告示第15号)

改正 平成19年3月30日告示第54号 平成22年1月26日告示第11号
平成25年3月25日告示第53号 平成28年3月17日告示第33号
平成31年3月13日告示第45号 令和4年3月18日告示第34号
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、民間における自主的交通安全対策の推進を図るため、富里市交通安全協会連合会（以下「連合会」という。）が第2条に掲げる事業を行うときに要する経費に対し、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業及び補助金額等)

第2条 補助対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 交通事故防止及び交通安全思想の普及に関すること。
- (2) 交通安全施設の普及点検に関すること。
- (3) 市主催事業等における協力に関すること。
- (4) 交通安全功労者及び連合会会員の表彰に関すること。

2 前項の事業に対する補助金額の限度額は、36万円とする。

3 対象経費

- (1) 街頭監視・啓発活動費
- (2) 市主催事業等への協力時活動費
- (3) 啓発物資購入費
- (4) 事務費

(交付の申請)

第3条 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をするときは、補助金等交付申請書を4月末日までに市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難

となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第5条 前条の規定により市長の承認を受けようとするときは、補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第15条の規定により実績報告しようとするときは、事業完了の日から30日以内に補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第7条 規則第18条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成19年3月30日告示第54号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日告示第33号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日告示第45号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。